韮崎市国民健康保険韮崎市立病院におけるX線CT診断装置および画像診断 ワークステーション調達事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

(令和6年7月16日修正版4-(2)中(※):変更箇所)

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院(以下「当院」という。)では、平成23年度に導入した全身用X線CT診断装置および画像診断ワークステーションを更新整備することにより、地域における中核病院として、高度で良質な医療サービスの提供が引き続き可能となり、日々の安心・安全に繋げること、当院に適正なコストで最適な診断・治療環境を提案する事業者を選定することにより、医療従事者およびその他病院職員の業務の負担軽減並びに経費削減を図ることを目的として、購入価格だけでなく、総合的に比較評価するX線CT診断装置および画像診断ワークステーション調達事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施する。

令和6年7月16日

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 開設者 韮崎市長 内藤 久夫

- 1 公募型プロポーザル業務の概要
 - (1) 事業名 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院X線CT等調達事業者選定事業
 - (2) 業務内容 調達機器等の詳細は、仕様書に示す。
 - (3)事業期間 本件に係る調達機器等の納品完了は、機器等の設置から実働可能な 状態になることを指すものとし、令和7年2月28日までとする。
 - (4) 現地確認等 施設の現状や既存機器等の確認は、担当部署へ事前にご連絡をいただき、応募者個々に適宜対応する。
 - (5)予定価格 提案内容および見積価格等を総合的に審査するため、予定価格は提示しない。
 - (6) 無償保証期間 機器納入検査実施日から最低1年間とする。
- 2 公募型プロポーザルへの参加資格および事業実施上の要件 次の要件を全て満たす法人に限り応募することができるものとする。
 - (1) 韮崎市競争入札参加資格者名簿(物品:医療用機器類)に登録されている者であること。
 - (2) 県内一般病床100床以上を有する医療機関において、仕様書と同等の全身用 X線CT診断装置または、MRI診断装置などの高度診断医療機器を過去7年以 内に納入した実績を有する製造販売事業者(販売代理店を含む。)であること。

- (3) 欠格要件のない者 次の①~⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 国税および地方税(法人税、消費税、固定資産税等)を滞納している者
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ③ この公告の日の6月前の日から仮契約の決定までの間に手形および小切手の 不渡りを出した者
 - ④ この公告の2年前の日から仮契約の決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者
 - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者
 - ⑥ 過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当する者

3 参加手続

(1) 担当部署および問い合わせ先

〒407-0024 山梨県韮崎市本町3丁目5番3号

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 事務局 総務担当

電 話 0551-22-1221 (内線213·216)

FAX 0551-22-9731

E-mail hospital2@city.nirasaki.lg.jp

(2) 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院における X線 C T 診断装置および画像診断 ワークステーション調達事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領等(以下、「実施要領等」という。)の交付、提案書等の提出場所等

交付場所 当院のホームページ (https://www.nirasaki-cityhospital.jp)

提案書等の提出場所等 担当部署に同じ。

受付等対応時間 平日の9時から17時まで

(3) 日程 (予定を含む)

時期	事項	備考
令和6年7月 5日(金)から	実施要領等の配布・公表	当院HP
7月23日 (火) まで		
令和6年7月 5日(金)から	実施要領に関する質問受付	問い合わせ先
7月11日 (木) まで		E-mail
令和6年7月16日(火)まで	質問回答(最終日まで随時)	当院HP
令和6年7月16日(火)から	参加申込書および資格確認書	当院担当部署

7月23日 (火) まで	類の受付 (一次審査)	
令和6年7月26日(金)まで	参加資格確認結果通知	通知・当院HP
令和6年7月29日(月)から	提案書の受付	当院担当部署
8月 2日(金)まで		
令和6年8月 上旬予定	選考委員会 (プレゼンテーショ	当院審査会場
	ン・提案書等の審査)	
	(二次審査)	
令和6年8月 上旬予定	審査結果の通知および公表	通知・当院HP
令和6年8月 中旬予定	仕様調整	
令和6年8月 中旬予定	仮契約の締結	
令和6年9月(予定)	本契約 (予定)	議会承認 (予定)
令和7年2月28日(金)	納入期限	

※ 予定の日程は、確定次第、随時当院ホームページで公表する。

(4) 実施要領等の交付

期間 令和6年7月5日(金)から令和6年7月23日(火)まで

- (5) 質問等の受付
 - ① 期間 令和6年7月5日(金)から7月11日(木)まで
 - ② 方法 質問書(様式1)により、E-mailで提出してください。なお、E-mail送信後は受信確認のため担当部署へ電話してください。※ E-mail以外の方法での質問は受付できません。
- (6) 質問等の回答

方法 令和6年7月16日(火)までに、当院のホームページへ掲載する。

- (7) 参加申込書および資格確認書類の受付
 - ① 期間 令和6年7月16日(火)から7月23日(火)まで
 - ② 方法 直接持参してください。(郵送不可)
 - ※ 書類提出時は、事前に担当部署へ電話連絡のうえでお越しください。
 - ③ 提出書類

次の書類をA4サイズのファイルに綴り、インデックス等を付け、表紙、背 表紙に事業者名を明記したものを1部提出してください。

- ア 参加申込書兼提案資格確認申請書(様式2)
- イ 誓約書(様式3)
- ウ 見積書(機器等の詳細な内訳は不要)
- エ 代理店証明書等、提案した物品等を確実に納入することができることを証する書類(機器等を直接製造していない者等)
- オ 医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第39条第1項に基づ く医療用具の販売業の許可を有している事業者を証した書類の写し

- カ 会社概要等整理表(様式4)
- キ 契約実績一覧(様式5)契約実績が確認できる契約書の抜粋(写)を添付
- ク 国税および地方税(法人税、消費税および地方消費税、固定資産税等)の 未納がないことの証明書
- (8) 参加資格確認結果の通知
 - ① 期間 令和6年7月26日(金)まで
 - ② 方法 参加資格の審査結果を文書で通知するとともに、 当院のホームページ に掲載する。
- (9) 提案書等の提出
 - ① 期間 令和6年7月29日(月)から8月2日(金)まで(17時締切)
 - ② 方法 直接持参してください。(郵送不可)
 - ※ 書類提出時は、事前に担当部署へ電話連絡のうえでお越しください。
 - ③ 提出書類 提案書等 12部 (正本1部、副本11部 (写し可)) 提出書等の資料データを格納したDVD-R 1枚

次の書類をA4 サイズのファイルに綴り、インデックス等を付け、表紙、背表紙に事業者名を明記して提出してください。(正本1部、副本11部(写し可))

- · 提案書(提案書様式1)
- · 評価項目確認書(提案書様式2-1)
- · 自由提案(提案書様式2-2)
- · 詳細仕様確認書(提案書様式2-3)
- · 機能等証明書(提案書様式3-1)
- · 緊急支援体制(提案書様式3-2)
- 見積書(提案書様式4-1)
- ・機器等積算内訳書(提案書様式4-2)
- ・保守費用の見込(参考)(提案書様式5)

4 事業者候補者の選定

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院における X線 C T診断装置および画像診断ワークステーション調達事業者選定に係る公募型プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、価格評価、仕様(加点)評価および提案資料並びにプレゼンテーションの内容等を総合的に、厳正かつ公平に審査し、応募者から提出された提案書の中から最も優れた提案を行った者を事業候補者として選定する。

なお、応募が1事業者であっても、審査を行う。

審査の結果、提案が本事業実施の目的を達成できないと選考委員会が判断した場合は、事業者の決定を行わないものとする。

(1) 価格評価

予定価格と提案者の見積価格との差額:100,000 円×1点(100,000 円未満切捨)

(2) 仕様(加点)評価

標準仕様以外で、次の仕様内容を満たす場合の加点:最高 150 点

	加点項目
1	電子ノイズの影響を受けないため、シンチレーター、フォトダイオード、DAS は一体
	成型であり、アナログケーブルを一切使用しない構造であれば加点として評価する。
2	X 線複数列検出器の体軸方向 (Z 方向) の検出器列数が 80 列以上であれば加点とし
	て評価する。(※)
3	最小撮影スライス厚が 0.5 mm以下であれば加点として評価する。(※)
4	X線管球の陽極物理熱容量は 7.0MHU 以上であれば加点として評価する。
5	焦点サイズの大焦点が 1.0mm×1.0mm 以下である。
6	X線管電圧は4種類以上の設定が可能であり、最大135KV以上の出力が可能であれ
	ば加点として評価する。(※)
7	天井に3D DLカメラを搭載する場合、または、ガントリ内臓カメラを2台以上搭載
	する場合は、加点として評価する。(※)
8	120kVp で撮影されたデータに対し、ディープラーニング技術を応用したデュアルエ
	ナジー撮影から得られるコントラストの向上した画像再構成を有している。
9	画像再構成マトリックスが 1,024×1,024マトリックス画像再構成を有している。
10	512×512 マトリックス画像再構成時間が、最速 100 枚/秒以上であれば加点として
	評価する。(※)
11	心臓全体の動きおよび、冠動脈の動きを抑制する動態解析アルゴリズム機能を有し
	ている場合は、加点として評価する。(※)

(3) 選考委員による総合評価

プレゼンテーション等の結果により、当院への導入効果を基にした次の項目による選考委員の総合評価: 30点(人)

	評価項目
1	提案機器の操作性に関する評価
2	提案機器の撮影速度に関する評価
3	提案機器の撮影における被ばく低減効果に関する評価
4	提案機器の撮影画像の質に関する評価
5	提案機器における上記項目以外の機能面に関する評価
6	保守メンテナンスの実施体制に関する評価

(4) 一次審査

- ① 提出された参加申込書等により資格審査を行う。
- ② 一次審査の結果は、令和6年7月26日(金)までに参加申込者に文書で通

知する。なお、参加申込状況は、一次審査終了後に申込者数を当院ホームページで公表する。

(5) 二次審査

- ① 一次審査通過者のヒアリング(プレゼンテーション・質疑)を実施する。 ヒアリングは原則として一次審査通過者全員に対して行うが、一次審査通過者 が多数となった場合は、事前審査で複数者を選定したうえで行う場合がある。
- ② 提案事業者は、提案書に基づき、当院における業務運営の基本的考え方、業務の実施方法、技術提案等について具体的に説明し、その後、選考委員がヒアリングを実施する。
- ③ プレゼンテーション時間は、1提案事業者当たり準備・撤収時間を含め40分(事業者からの提案説明20分、質疑応答10分)以内とする。
- ④ PCを使用したプレゼンテーションソフトによる発表とし、PC、スクリーンおよびプロジェクター(HDMIケーブル)は、当院が用意するもの若しくは提案事業者が持参したものを使用する。
- ⑤ プレゼンテーションソフトの内容は、提案書(様式2-1、2-2)および、その参考資料の内容と一致するものとし、説明の順番についても提案書(様式2-1および2-2)の様式の項目の順番を遵守すること(盛り込み得ない画像、データの部分的な挿入で妥当な範囲と認められるものはこの限りでない)。
- ⑥ プレゼンテーションは、非公開とする。
- ⑦ プレゼンテーションへの参加人数は、1事業者5名以内とし、欠席した場合は不合格とする。
- ⑧ 審査日は、令和6年8月上旬とし、日程と場所はおって指定する。

(6) 事業者候補者の決定

選考委員会の審査により選定された最優秀提案者を事業者候補者として決定する。なお、 最優秀提案者との仮契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。また、仕様書に示す加点項目以外の全ての要件を満たすことができない場合には、候補者として選定しない。

(7)審査(選定)結果の通知および公表

審査(選定)結果は、審査終了後、1週間以内に二次審査参加者へ文書で通知するとともに、当院のホームページに掲載する。

- 5 選定対象からの除外および事業者候補者決定の取り消し 次の場合には、選定対象から除外および事業者候補者の決定を取り消す。
 - (1) 参加者としての資格を失ったとき。
 - (2) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
 - (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくな

いと判断したとき。

- (4) 参加者および参加者の関係者が選考に対する不当な要求を行ったとき。
- (5) その他不正な行為があった場合

6 契約手続き

(1) 契約書

本プロポーザルによって選定された事業候補者を当該業務に係る最終見積書徴収 の相手方とする。また、契約条項、単価および業務仕様は、審査に用いた書類に基づ き、協議により最終版に整えたうえで確定し、契約書に添付する。

- ※ 価格評価に提出された見積単価(提案書様式4-1)は、審査における評価資料とするが、本事業に係る契約金額算定上の根拠となるものではない。
- (2) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

(3) 違約金

指定する期日までに納品されない場合は、契約を解除するとともに、契約金額の 10% 相当額の違約金を支払わなければならない。

(4) 支払方法

前払金はなし、実績払いとする。

(5) 契約の成立

本事業に係る契約は、「韮崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年韮崎市条例第40号)」に基づき、議会の議決に付する必要があるため、議会の議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

7 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。なお、これらの書類等については、本プロポーザルにおける事業者候補者の審査(選考)以外の目的では使用しない。
- (2) 書類の作成・提出、貸付手続き等に関する一切の費用については、本プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提案書等に含まれる著作権・特許権等日本国の法令に基づいて保護される第 三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は全て提案者が 負うものとする。
- (4) 参加申込書類の提出後、参加を辞退する場合は、担当部署へ提案辞退届(様式6)を提出すること。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、韮崎市立病院開設者 韮崎市長が別に定める。